

人員に関する基準

1 生活相談員の配置

事例
<ul style="list-style-type: none"> ・生活相談員が不在（不足）の日がある。 ・生活相談員の配置はあるが、常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を超えて勤務した時間数を含めていた。
指導内容・ポイント
<p>○生活相談員を基準数以上、配置すること。なお、<u>提供日ごとに確保すべき勤務延時間数＝サービス提供時間数</u>であることに留意すること。</p> <p>○常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を超えて勤務した時間数は勤務延時間数に含めることはできないので留意すること。</p> <p>【居宅基準省令第93条第1項第1号】</p>

2 看護職員の配置

事例
<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員が不在の日がある。 ・不在の時間帯があるが、提供時間帯を通じて事業所との連携体制を確保していなかった。 ・人員基準欠如における減算の対象となっていたにもかかわらず、減算を行っていなかった。
指導内容・ポイント
<p>○看護職員を基準数以上、配置すること。</p> <p>○<u>不在時でも事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制を確保すること。</u></p> <p>○看護職員の人員基準欠如について、<u>人員基準欠如の月及び減算の対象となる月を確認</u>し、減算（過誤調整）を適正に行うこと。</p> <p>※（1月間のサービス提供日に配置された延人数）÷（1月間のサービス提供日数）＝$A < 1$ となった場合は人員基準欠如に該当し、介護報酬が減算となる。</p> <p style="padding-left: 40px;">$A < 0.9$ ⇒ 翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで</p> <p style="padding-left: 40px;">$0.9 \leq A < 1.0$ ⇒ 翌々月から人員基準が解消されるに至った月まで</p> <p>【居宅基準省令第93条第1項第2号】 【居宅基準解釈通知第3の六の1(1)⑥】</p> <p>【居宅報酬告示留意事項通知 第2の7(23)②】</p>

運営に関する基準

1 通所介護計画の作成

事例
<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護計画が作成されていなかった。 ・通所介護計画について、当該利用者の同意を得ていなかった。 ・通所介護計画の期間中に提供するサービスの日数を変更していたが、通所介護計画を変更していなかった。
指導内容・ポイント
<p>○サービスの提供開始前に通所介護計画書を作成し、その<u>内容等を利用者又はその家族に対して説明した上で当該利用者の同意</u>を得て、当該通所介護計画を利用者に交付すること。</p> <p>○提供するサービス内容に変更が生じる場合は、<u>介護支援専門員と調整した上で、計画の内容を変更するとともに、変更した計画について利用者又は家族に対して交付、説明し、利用者の同意を得ること。</u></p> <p>【居宅基準省令第99条第1項、第3項、第5項】</p>

2 勤務体制の確保等

事例

- ・ 職員の勤務日ごとの職種別（兼務）時間配分及び常勤・非常勤の別が勤務表上明確になっていない。また、勤務表が暦月ごとに作成されていない。
- ・ 生活相談員と介護職員を兼務する管理者について、勤務表上で管理者として配置されている日が月に1日のみであり、管理者がすべき業務に照らし極端に少ない。

指導内容・ポイント

- 事業所における従業員等の日々の勤務時間（職種別）や兼務関係等を勤務表上明確にすること。
 - 管理業務を適切に行えるような勤務割合の配分を行うとともに、勤務表において確認できるよう管理すること。
- 【居宅基準省令第101条第1項】
- 【居宅基準省令第94条第1項】

介護報酬

1 個別機能訓練加算 1 / 2 ※R3改定事項

事例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 算定要件上必要な理学療法士等の勤務実績のない日に加算を算定していた。 ・ 要件上配置する理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けたことが記録上で確認できない。 ・ 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問せずに個別機能訓練計画を作成している。 ・ 個別機能訓練開始後、機能訓練指導員等が3月に1回以上、利用者の居宅を訪問していない、ないしは、訪問の間隔が3月を超えている。また、訪問に係る記録がない。
指導内容・ポイント
<p>○算定要件上求められる理学療法士等の配置を行った日において、<u>理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみを対象</u>に加算を算定すること。また、当該訓練を実施した理学療法士等について記録すること。</p> <p>○<u>利用者の居宅を訪問し、居宅での利用者の状況を把握した上で、個別機能訓練計画書の作成、見直しを行うこと。</u></p> <p>○利用者の居宅を訪問した際には、<u>その日時、訪問者、利用者の居宅での生活状況、利用者又は家族の意向等を記録</u>に残すこと。また、個別機能訓練開始後の居宅訪問についても、<u>3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL・IADL等の状況）の確認を行い、利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明し、記録すること。</u></p> <p>【居宅報酬告示留意事項通知 第2の7(11)①】</p>

1 個別機能訓練加算 2 / 2 ※R3改定事項

事例

- ・利用者によって解決すべき課題が異なっているにもかかわらず、訓練項目等が一律になっている。
- ・単なる身体機能の維持・向上のみを目的とする計画を作成し、訓練を実施している。
- ・一度に大人数の利用者への対応となっており、小集団での機能訓練ができていなかった。

指導内容・ポイント

- 個別機能訓練計画について、利用者の身体機能及び生活機能の向上に資するよう、利用者ごとの目標を踏まえ、心身の状況に応じた機能訓練の内容とすること。
- 適切なアセスメントを経て、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標を設定のうえ、当該目標を達成するための訓練を実施すること。
- 小集団（個別対応含む）に対する機能訓練を機能訓練指導員が直接行うこと。
【居宅報酬告示留意事項通知 第2の7(11)①】

2 事業所規模による区分

事例
<p>・今年度における貴事業所の規模の区分は、前年度において通所介護費を算定している月（3月を除く。）の1月当たりの平均利用延人員数によるが、当該計算を行っていなかった。</p>
指導内容・ポイント
<p>○毎年度の事業所規模による区分については、<u>前年度において通所介護費を算定している月（3月を除く。）の1月当たりの平均利用延人員数を算出</u>すること。適切な提供時間数による算定を行うこと。 【施設基準告示第5号】</p>

3 通所サービスの所要時間

事例
<p>・緊急やむを得ない理由により医療機関を受診した場合にはその時間を提供時間から除いて算定すべきところ、受診に要した時間を提供時間に含めて算定した。</p>
指導内容・ポイント
<p>○適切な提供時間数による算定を行うこと。 【厚生労働省介護サービス関係Q & A集 通番2046】</p>

4 同一建物減算

事例
<p>・事業所と同一建物から通う利用者について、減算を行っていない。</p>
指導内容・ポイント
<p>○<u>指定通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定通所介護事業所と同一建物から当該指定通所介護事業所に通う者に対し、指定通所介護を行った場合は減算対象</u>なので、要件に該当する場合には適切に減算すること。</p> <p>【居宅報酬告示 別表6イ～ハ注21】</p> <p>【居宅報酬告示留意事項通知 第2の7(20)①】</p>

5 中重度ケア体制加算

事例

- ・ 歴月ごとの加配した看護職員又は介護職員の員数及び前年度又は前3月における要介護3以上の利用者の割合について算出せず、算定要件を満たしているか確認しないまま、当該加算を算定していた。
- ・ 中重度の要介護者が社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成していない。

指導内容・ポイント

- 毎月、次の事項について算出し、要件を満たしていることを確認した上でその記録を残し、当該加算を算定すること。
 - ・ 指定居宅サービス等基準第93条第1項第2号又は第3号に規定する員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。
 - ・ 前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態の区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の30以上であること。
- 利用者のこれまでの社会関係や人間関係を維持し続けられるように、家庭内の役割づくりのための支援や、地域の中で生きがいや役割をもって生活できるような支援をすること等の目標を通所介護又は別途作成する計画に設定し、通所介護を行うこと。
 - 【大臣基準告示第15号】
 - 【居宅報酬留意事項通知第2の7(9)①～③⑥】
 - 【平成27年度介護報酬改定に関するQ & A（平成27年4月1日介護保険最新情報vol.454）問25・問31・問38又は介護サービス関係Q & A集（厚生労働省ホームページ掲載）連番1007・1013】